

正本

2021年3月8日

最高裁判所第一小法廷 御中

令和2年（行ツ）第254号 在外日本人国民審査権確認等上告事件

令和2年（行ヒ）第290号 在外日本人国民審査権確認等請求上告受理申立事件

上告人兼申立人 想田和弘ほか4名

被上告人兼相手方 国

上告人兼上告受理申立人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士	吉	田	京	子	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代
同	塩	川	泰	子	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代
同	小	川	直	樹	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代
同	井	桁	大	介	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代
同	永	井	康	之	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代
同	谷	口	太	規	井井子 之之 之之 印印 大護 士士	代

証拠説明書（5）

甲15号証の証拠説明は以下のとおりである。

号証	標目（原本・写しの別）		作成日付	作成名義人
	立証趣旨			
甲15	意見書	原本	2021. 3. 8	慶應大学法学部教授 駒村圭吾
	1. 最高裁は、かねてから、立法行為に対する憲法的統制に腐心してきたのであり、とりわけ在外投票最大判以来、その門戸を広げる方向に出ていること。 2. 近時の政治学や憲法学では、立法過程を動態的にとらえ、議会内外からの関与を積極的に評価する熟議民主政 (deliberative democracy) の考え方が有力になってきており、その観点からも、立法行為の違憲審査ならびに国賠法上の違法判断に際して、議会内外の入力をその法的評価において重視すべきこと。 3. 原判決の示した立法行為への国賠法適用の考え方は、総じて、国会が裁判所に法令が違憲であることを議論の余地なきまでに明白に指摘され、かつ、是正のための措置を可能にする法案の提出等がなされない限り、立法行為の国賠法上の違法判断はあり得ない、ということに帰着し、だとすれば、国賠法上違法の判断を恐ろしく狭め、国会は何もせずにはかすとなって、他律的な憲法尊重擁護義務しか国会議員は果たさなくなり、また、従来最高裁判例が行ってきた立法行為への憲法的統制の努力が無に帰するであろうこと。 4. 国民審査の制度は、最高裁判所の民主的正統性に関わるものであり、とりわけ違憲審査権行使の正統性、ならびに法の支配と民主主義という統治の二大原理の調和を支える仕組みであり、そうだとすれば、最高裁は本件事案について格別の意識を抱懷していただきたいこと。			

以上